

旭川市指定ごみ袋（家庭用）仕様書

1 物品名

旭川市指定ごみ袋（家庭用）⑦（燃やせないごみ用 20ℓ用）

2 納入する製品

納入する製品（以下「指定袋等」という。）については、1箱当たり、指定ごみ袋300枚、外装袋30枚及び梱包用段ボール箱1個とし、7のとおり納入すること。

3 指定ごみ袋の規格等

(1) 材質 高密度ポリエチレン

(2) 形状 U形袋（ガセット、ベロ付き）

(3) 寸法 別紙1のとおり

(4) 厚さ 0.030 mm以上

(5) 品質 外観及び性能は、日本産業規格（JIS Z1711-1994 の規定7）に適合すること。

(6) 強度 フィルム強度は、日本産業規格（JIS Z1702-1994 の規定3）に適合すること。

(7) 色

ア 袋の色 緑色・半透明（塗料混入率：0.5～1.0%）

イ 印刷色 黒色

ウ 注意事項

(ア) 袋の着色及び印刷に当たっては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性などに優れているものを使用すること。

(イ) 袋の色及び印刷色は、サンプルを作製し、市と調整した上で決定する。

(ウ) 顔料その他に鉛を使用しないこと。また、印刷インキ工業連合会が定める食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

(8) 図柄

ア 別紙2のとおり

なお、公告を載せた電子データについては、1回目を発注する際、受注者に交付する。

イ J A Nコードを印刷し、スキャナでの読取りが問題なく行えること。

(9) 製造

ア 製造に使用する原反は国内で生産されたものとし、製袋及び印刷は国内の工場において行うこと。

イ 製品の原産国表示（日本製）を行うこと。

ウ 底部に切込みがあってはならない。ただし、その箇所から裂けることがないよう対策をしているものは可とする。

エ 品質について確認が必要となった際に、製造した時期や場所等が確認できるようにすること。

オ 市が必要と認めた場合には、製造業者の証明書を提出するとともに、工場の名称、所在地、製造能力等について文書で報告すること。また、報告内容に変更が生じたときは、速やかに変更内容を報告すること。

(10) その他

視覚障害者が種類を容易に識別できるよう、全面にエンボス加工を施し、ペロの中央部に直径 10 mm 程度の穴を開けること。なお、エンボス加工は、裏面（印刷面の反対側）が凸となるようにすること。

4 外装袋の規格等

- (1) 材質 耐寒用ポリプロピレン
- (2) 形状 平袋
- (3) 寸法 別紙 1 のとおり
- (4) 厚さ 0.025 mm 以上
- (5) 品質 3 (5) を準用する。
- (6) 強度 3 (6) を準用する。
- (7) 色

ア 袋の色 無色透明

イ 印刷色 紺色（白地印刷）

ウ 注意事項 3 (7) ウ を準用する。

(8) 図柄

ア 別紙 3 のとおり

なお、公告を載せた電子データについては、1 回目を発注する際、受注者に交付する。

イ J A N コードを印刷し、スキャナでの読取りが問題なく行えること。

(9) その他

ア 指定ごみ袋の取出口にミシン目を入れること。

イ 製品の原産国表示（日本製）を行うこと。

ウ 視覚障害者が種類を容易に識別できるよう、全面にエンボス加工を施すこと。

5 梱包用段ボール箱の規格等

- (1) 材質は A 段 K 5 規格以上とし、外装袋に指定ごみ袋 10 枚を袋詰めしたもの 30 組を、折らずに隙間なく収納できる大きさとする。
- (2) 側面（4 面）及び上面に次のとおり表示すること。

燃やせないごみ用（印刷色 黒色）

「旭川市指定ごみ袋 燃やせないごみ 20ℓ用（10 枚 1 組×30 組入）（JAN 付）」

6 包装・梱包等

- (1) 印刷した J A N コードが隠れるように指定ごみ袋を折りたたみ、1 枚ずつ取り出しやすいように外装袋に 10 枚入れ、上下をシール止めすること。
- (2) 外装袋に指定ごみ袋 10 枚を袋詰めしたもの 30 組を、折らずに段ボール箱に梱包すること。

7 購入予定数量等

(1) 購入予定数量及び予定納期等 別紙4のとおり

(2) 納入場所

市が指定する場所（市が保管を委託する業者の倉庫、所在地は旭川市内）

(3) 注意事項

ア パレット積み（標準パレット 1、100 mm×1、100 mm）で納入すること。

イ 納入の際は、ラッピング等の荷崩れ防止対策を施すとともに、荷扱いの安全確保に十分留意すること。また、市及び市が保管を委託する業者と十分に打合せを行うこと。

8 その他

(1) 管理体制について

ア 契約期間中、発注に基づき製造又は調達を終えている指定袋等は、納入までの間、適切な品質管理と保管を行うこと。

イ 指定ごみ袋は、ごみ処理手数料の媒体となるものであり、金券的な性質を有する物品であることから、製造工程及び納入過程において指定ごみ袋（製造工程で発生した不良品等を含む。）が外部に流出するなどの事故がないよう万全の管理体制をとり、その取扱いに当たっては十分な注意を払うこと。

ウ 版下作成用フィルム、原版、印刷工程において発生するヤレ紙、汚損等により製品にならない指定ごみ袋等は、溶解、焼却等の方法により確実に処分すること。また、市が必要と認めた場合には、処分したことを証する書面等を提出すること。

エ 必要に応じ、市の職員が製造工程及び納入過程の状況について立入調査を行う。

(2) 緊急対応について

指定ごみ袋制の実施に当たり、需要の偏りによって特定の種類が在庫不足となる事態も想定されることから、納入時期の前倒しや追加発注等、緊急の発注に対応すること。

(3) 製造の着手について

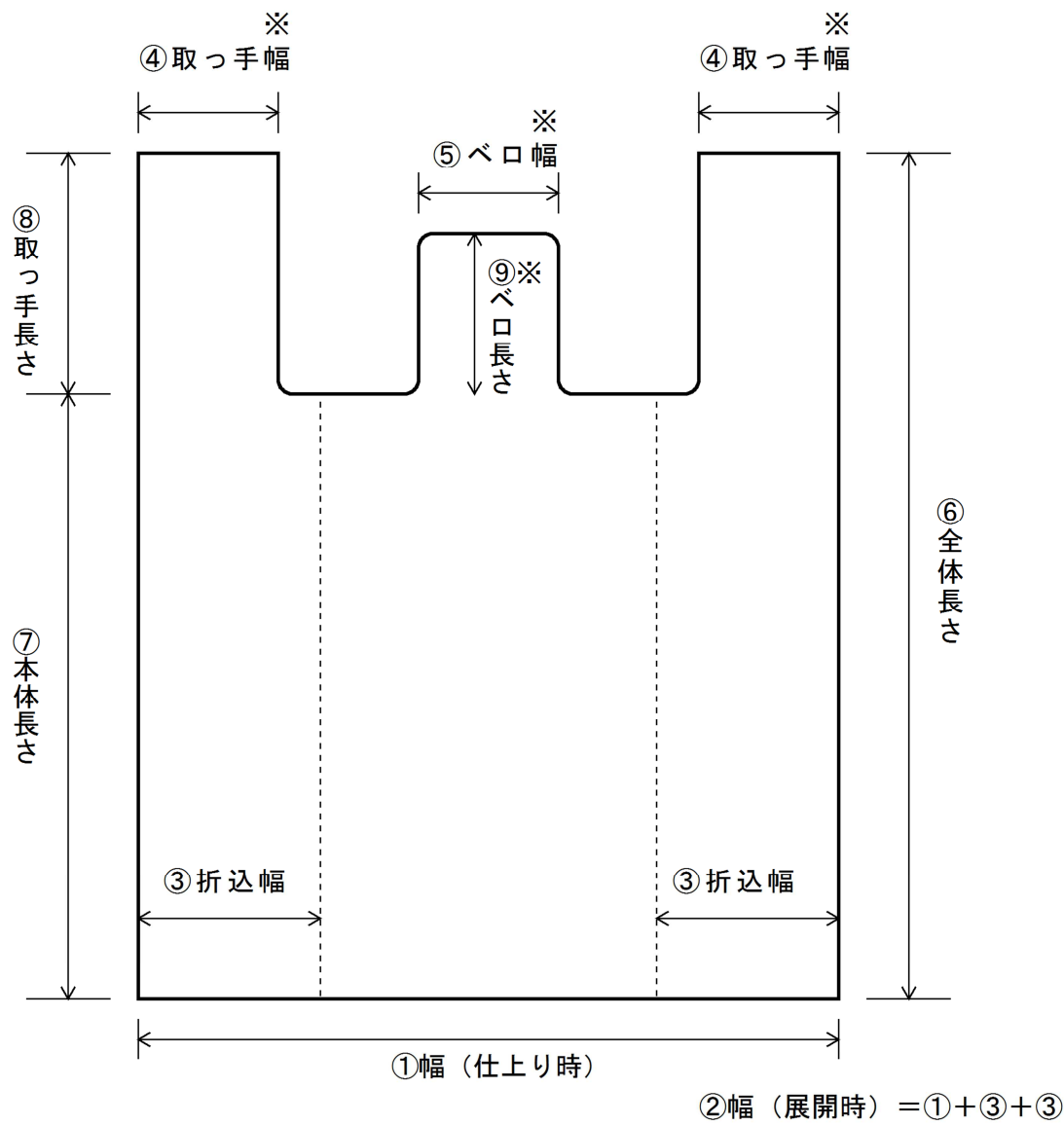
指定ごみ袋及び外装袋は、サンプルを作製し、広告を含む図柄・品質・強度等について市の確認を受けた後、製造に着手すること。

(4) 品質検査について

市が必要と認めた場合には、指定ごみ袋の厚さや強度等について公正な第三者機関にて検査を実施し、その結果を速やかに市に書面で提出すること。なお、この場合の検体は市の指示によるものとし、費用については受注者が負担すること。

(5) 不良品対応について

指定袋等の製造工程及び納入過程に起因すると判断される不良品が発見された場合、その対応及び補償については、受注者が誠意をもってこれに当たること。



指定ごみ袋の寸法（単位：mm）

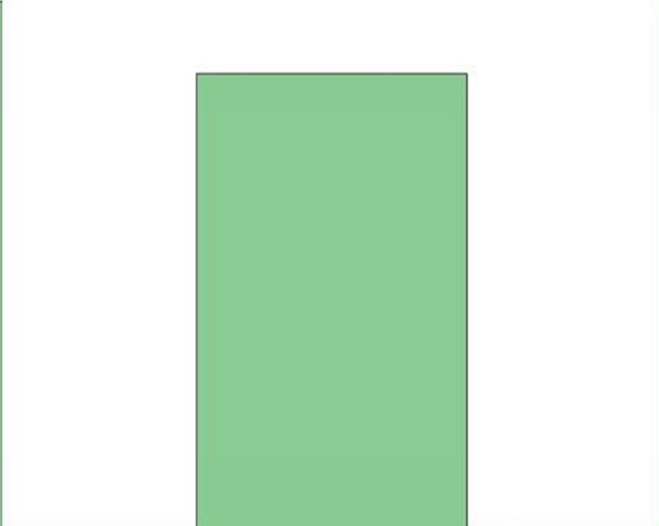
	①	②	③	④※	⑤※	⑥	⑦	⑧	⑨※
20ℓ用	360	530	85	50	50	640	460	180	130

※ ④・⑤・⑨は、上記の数値を基本とし、若干の変更は可とする。

外装袋の寸法（単位：mm）

	ピッチ（縦）	幅（横）
20ℓ用	300	220

※ 外装袋の寸法は、上記の数値を基本とし、若干の変更は可とする。



袋の口はしっかり結んでください。

旭川市指定ごみ袋(家庭用)

燃やせないごみ用

Non-Burnable Garbage

20ℓ



! 取扱上の注意

警告 ● この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。
幼児や子供の手の届かないところに保管してください。

注意 ● 突起のあるものを入れると材質上破れることがありますので、ご注意ください。
● 可燃物ですので、火のそばには置かないでください。
● 摩擦により衣類に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

40円 日本製



＜広告欄＞ 広告内容については広告主にお問い合わせください。

広告欄

ASAHIKAWA CITY

※ 広告欄の大きさは、20ℓ用：縦 140 mm×横 260 mmとする。

※ 公告を載せた電子データについては、1 回目を発注する際、受注者に交付する。



※ 広告欄の大きさは、縦 40 mm×横 165 mmとする。

※ 公告を載せた電子データについては、1 回目を発注する際、受注者に交付する。

購入予定数量及び予定納期等

区分		単位	年間購入 予定数量	1 回目	2 回目	3 回目
燃やせないごみ用	20ℓ用	箱	1,400	450	450	500
		指定ごみ袋 (枚)	420,000	135,000	135,000	150,000
		外装袋 (枚)	42,000	13,500	13,500	15,000
		段ボール (個)	1,400	450	450	500

発注	発注予定	予定納期
1 回目	6 月上旬	令和 7 年 9 月 3 0 日 (火) まで
2 回目	8 月上旬	令和 7 年 1 1 月 2 8 日 (金) まで
3 回目	1 0 月上旬	令和 8 年 2 月 2 7 日 (金) まで

※ 数量、納期及び発注時期については、現時点における予定であり、在庫状況等により変更する可能性がある。

※ 発注担当課：環境部クリーンセンター管理係（電話 3 6 - 2 2 1 3）